

都市計画法第32条同意（協議） 関係各課必要書類

■同意申請書類必要部数

都市計画課 総括 1部（重複する書類は省いてください。）

関係各課 関係書類 2部（1部は同意書を添付してお返しします。）

※県との協議内容が分かる書類の写し等がある場合は、ご提出をお願いします。

※分譲地や共同住宅の場合は、地元行政協力員（区長）へ説明した報告書の提出が必要となります。総務課にて行政区を確認のうえ、行政協力員（区長）をお調べください。

【建設課】 — 道路・雨水 —

- ・同意申請書、同意書
- ・協議経過書（新設する道路がある場合）
- ・設計説明書（設計概要書）
- ・周辺見取り図、字図
- ・現況図、造成計画平面図、造成計画断面図、道路横断・縦断図、道路標準断面図、構造図、求積図等

※新設道路の計画がある場合は、建設課へ事前確認すること。

【水道課】 — 水道 —

- ・給水能力証明願
- ・協議経過書（新設する引き込みがある場合）
- ・設計説明書（設計概要書）
- ・周辺見取り図、字図
- ・現況図、造成計画平面図、給水計画平面図、構造図
- ・標準断面図（他の管との離隔を示したもの）
- ・計画使用水量計算書（自己専用住宅以外）
- ・給水管口径決定の根拠（自己専用住宅以外）
- ・求積図

※宅地分譲の場合、各宅地内に止水栓及び止水栓BOXを設置すること。

※水道課指定箇所への仕切弁の設置（要協議）

※消防水利について消防本部から同意が必要な場合、事前に水道課で図面を確認すること。

【下水道課】 — 下水道 —

- ・同意申請書、同意書
- ・協議経過書（新設する下水道本管及び取付管等がある場合）
- ・設計説明書（設計概要書）
- ・周辺見取り図、字図
- ・登記簿謄本写し
- ・現況図、造成計画平面図、造成計画断面図、下水道計画平面図、下水道縦断図、構造図、

標準断面図、本管取り付け詳細図、求積図等

※下水道本管を新設する開発行為の場合、出来高図面を提出すること。

※高さは水準点から引用した上で、下水道台帳との整合を図るすること。

※新設下水道本管や取付管等の掘削深が 1.5m 以上の場合は土留めが必要となるため、土留めの構造図を添付すること。

【交通防災課】— 交通安全施設・消防水利 —

- ・同意申請書、同意書
- ・協議経過書（新設する消火栓、防火水槽等がある場合）
- ・設計説明書（設計概要書）
- ・周辺見取り図、字図
- ・消防水利の包囲網を記載した地図（条件を満たすことが分かるよう図示）
- ・現況図、造成計画平面図
- ・給水計画平面図（新設する消火栓、防火水槽等がある場合）
- ・構造図、求積図
- ・防犯灯設置協議書（設置の場合、設置箇所図）

※カーブミラーや停止指導線等の安全施設は、交通防災課へ事前確認すること。

※防犯灯は、設置の有無（設置する場合は数量・箇所・時期）を地元行政協力員（区長）と事前協議すること。

【環境衛生課】— ゴミ置場 —

- ・同意申請書、同意書
- ・協議経過書（新設するゴミ置き場がある場合）
- ・設計説明書（設計概要書）
- ・周辺見取り図、字図
- ・現況図、造成計画平面図、構造図（ゴミ置場の寸法や容量が分かるもの）、求積図

※ゴミ置き場は、同意書作成前に設置の有無（設置する場合は数量・箇所）を地元行政協力員（区長）および環境衛生課へ事前確認すること。

※新設する場合は、必ず近隣住民に説明し、同意を得ること。

【都市計画課】— 公園 —

- ・同意申請書、同意書
- ・協議経過書（新設する公園がある場合）
- ・周辺見取り図、字図
- ・現況図、造成計画平面図、詳細図、構造図

(各工事に関する注意事項)

道路占用許可申請はそれぞれの担当課にて個別に提出する必要があるため、水道、下水道、雨水等の工事施行業者にはその旨を伝えること。